## 大府市難聴高齢者補聴器助成に係る意見書

助成対象者	住 所	大府市							
	氏 名				生年月日		年	月	日
難聴の原因									
となった		発生年月日 年 月 日							
疾病・外傷名		最終診察日 年 月 日							日
経過と現在 の状況									
現在の聴力 レベル		右	d B	左	d B	検査日	年	月	日
補聴器の必要性		□必要(	□右耳	□左耳	)				
処方における									
特記事項									
確認事項		□対象者は聴覚障害よる身体障害者手帳の交付対象外の聴力である。							
		□対象者は申請する耳に対し、有用な補聴器を所持していない。							
医師要件		□日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会補聴器相談医							
		□大府市内の身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医							
上記のとおり意見する。									
年 月 日									
所 在 地									
医療機関名									
医 師 氏 名									

※裏面の留意事項をご確認ください。

## 意見書記載に当たっての留意事項

- 1 意見書の記載は、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医又は市内の身体障害者福祉法 第15条第1項に規定する医師(耳鼻咽喉科医)が記載してください。
- 2 難聴高齢者の補聴器購入費の助成対象は、医師が補聴器装用の必要性を認める65歳以上の高齢者のうち、身体障害者手帳の交付対象とならない両耳とも聴力レベルが30デシベル以上の方です。
- 3 聴力測定は、純音オージオメーター検査により、聴力レベルは会話音域の平均聴力レベルとし、 周波数 500、1,000、2,000ヘルツの純音に対する聴力レベル(デシベル値)をそれぞれ a、b、cとした場合、次の算式により算定した数値としてください。

4 「処方における特記事項」について 補聴器の左右と型式を記入してください。